

**相続税申告書等が民訴法 220 条 4 号ロに該当するとされた事例**

【文献種別】 決定／福岡高等裁判所宮崎支部  
【裁判年月日】 平成 28 年 5 月 26 日  
【事件番号】 平成 27 年（ワ）第 101 号  
【事件名】 文書提出命令に対する即時抗告事件  
【裁判結果】 取消、申立却下  
【参照法令】 民事訴訟法 220 条 4 号ロ  
【掲載誌】 判時 2329 号 55 頁

LEX/DB 文献番号 25545971

**事実の概要**

共同相続人 A の税理士から相続税申告書作成に関する委任状への署名押印を求められた X は、A らに遺産目録や相続税申告書案等の送付を求めたが送付されず、結局 X らは個別に申告書を提出した。その後、X は遺産分割調停（基本事件）を申し立て、A に対し相続税申告書の控えや遺産目録の開示を求めたが A は応じなかった。そこで X は、A が税務署に提出した相続税申告書及びその各添付書類の写し（本件文書）につき、税務署を所持者として、各添付資料の写しを除く本件文書につき文書送付嘱託を申し立てたが、税務署側は国家公務員法 100 条及び国税通則法 126 条の守秘義務を理由に回答を拒否したため、X は本件文書提出命令を申し立てた。

原審（鹿児島家決平 27・11・19 判時 2329 号 57 頁）は、相続税申告書には課税価格、相続税額等の記載が必要で、その前提として相続人の財産状況等の詳細な開示を予定しており、これらは非公知の事項で実質秘として保護すべきであり、さらに公務員が職務遂行上知り得た私人の秘密であって、公にすると納税義務者との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すとして、本件文書は民訴法 220 条 4 号ロにいう「公務員の職務上の秘密に関する文書」に該当するとした。そして、「公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」というためには、文書の記載内容からみてそのおそれが具体的に認められることが必要とし、申告納税制度の下では、申告内容の非公開という納税者の

税務当局に対する信頼が税務行政の適正な執行に極めて重要なことを一般論として認めつつ、本件事実関係の下では具体的なおそれがあるとまでは認められないとして、本件文書の一部の提出を命じる決定をした。これに対し国 Y が即時抗告したのが本件である。

**決定の要旨****1 「公務員の職務上の秘密に関する文書」への該当性**

民訴法 220 条 4 号ロにいう「公務員の職務上の秘密」は、「公務員が職務を遂行する上で知ることができた私人の秘密であって、公にされることにより、私人との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるものも含まれる」とし、本件文書記載の被相続人の遺産、申告者が相続等を受けた財産の具体的内容及びその評価額や申告者の親族関係等の秘密にわたる事項は、このような公務員の職務上の秘密に該当するため、本件文書は公務員の職務上の秘密に関する文書であるとした。

**2 「公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるか**

基本事件たる遺産分割調停事件は非公開の手続で行われ、記録の閲覧制限があること、他方、相続税は財産取得者が各々申告書の提出義務を負い、全財産の正確な申告が課税の前提とされ、遺産内容をめぐる相続人間の齟齬は制度上予定されないものの、相続人間の感情的対立等から自己の

申告内容の共同相続人等への開示を拒むこともあり、その場合「相続税申告書及びその添付書類を当該遺産分割調停事件に提出することにより、申告者との信頼関係が損なわれることは明らかである」。また、申告納税制度の前提を考慮すると、「納税者の自主的かつ誠実な申告にとって、納税者と税務当局との間の信頼関係の確保は不可欠」で、「共同相続人に対する当該遺産に係る相続税の申告書及びその添付資料であっても、申告者の意に反して当該申告書等を提出することが認められた場合には、税務行政に対する納税者の信頼が損なわれ、納税者の自主性を前提に組み立てられる申告納税方式による国税の適正な徴収の円滑な遂行に著しい支障を生ずることは明らか」で、このような支障は税務職員の調査権行使、加算税制度や罰則規程等によって到底担保し切れるものではないこと、遺産分割調停事件における相続税申告書等の提出は、「遺産の全貌を明らかにし、調停手続を円滑かつ迅速に進める上でその必要性が認められ、ひいては適正な遺産分割の実現による紛争解決に資するところがあることなどを考慮しても、その記載内容からみて、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれの存在することが具体的に認められる」とした。

なお、本件文書提出命令は文書の所持者は税務署として申し立てられたが、本決定では、行政庁が現実に保管する文書の所持者は国又は地方公共団体と解するのが相当とし、原審におけるXの申立ての相手方が国Yであると訂正する意向が認められることや、実質的にもYを当事者として進められていたこと等から、手続上の違法はないとしている。

## 判例の解説

### 一 本決定の位置づけ

本決定は、基本事件の相手方が税務署宛に提出した相続税申告書等が、民訴法 220 条 4 号口という文書に該当するかが問題となった事例である。220 条 4 号口は公務秘密文書を文書提出義務の除外事由とする規定で、平成 13 年に可決した「民事訴訟法の一部を改正する法律」により整備された<sup>1)</sup>。ここでいう公務秘密文書とは、①「公務員の職務上の秘密に関する文書」で、②「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に

著しい支障を生ずるおそれがあるもの」である。①と私人の秘密との関係及び②の意義を明確にしたのが最決平 17・10・14 (民集 59 卷 8 号 2265 頁) で、本件はこの枠組みに沿って納税申告書に対する判断を提示したものである。なお、相続税申告書が文書提出命令の対象として争われたものに東京高決昭 57・2・3 (下民 32 卷 9 = 12 号 1620 頁、判時 1041 号 80 頁) がある。

## 二 220 条 4 号口をめぐる従来の判例と学説

### 1 公務員の職務上の秘密

公務員の職務上の秘密は、非公知の事実で実質秘として保護に値するものと解され、旧法下より判例・学説はほぼ一致をみる<sup>2)</sup>。秘密の範囲をめぐっては従来議論があったところ<sup>3)</sup>、上記平 17 年決定は、公務員の所掌事務に属する秘密の他、職務遂行上知り得た私人の秘密で、公にされることにより私人との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すものも含まれる(要保護性)とし、職務上の秘密と職務上知り得た秘密の範囲はほぼ一致するという見解を認めたとされる<sup>4)</sup>。

他方、職務上の秘密の要保護性要件と前記②要件(公務遂行支障性)との重複も指摘され<sup>5)</sup>、前者はできる限り文書の性格や記載内容の客観的な評価が基本となるよう解釈・運用されるべきとの見解がある一方<sup>6)</sup>、両者の差異は公務遂行支障性を「著しい」支障か否かで区別する程度問題であるとして、区別の意義に疑問も呈されている<sup>7)</sup>。

### 2 公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ

公務遂行支障性は文書の記載内容からみた具体的なおそれが必要とする。行政機関の保管する文書の開示には、作成者の率直な意見の記載ができなくなり行政内部の自由な意思決定が阻害されるおそれと、情報提供者との信頼関係が損なわれる結果、後に情報提供を得られなくなり、公務の公正・円滑な運営に支障を来すというおそれがあり<sup>8)</sup>、公務員が職務上知り得た私人の秘密は後者の場面で問題となる。そこでは、不開示に対する私人の信頼保護と不開示による将来の協力の担保の両利益が公務遂行支障性という形で保護されるため、不開示に対する信頼保護はプライバシー保護そのものを直接の目的としないとも考えられる。その場合、情報提供者のプライバシーや公開

を拒否する事項の記載がある文書も、それだけでは提出を免れ得ず、あくまで公開の結果私人の協力が得られなくなり公務遂行支障性が生じるおそれが具体的にある場合に限り提出除外事由に該当することになる。

また、公務遂行支障性の認定により文書が提出されないことで事案の解明が遠のく場合もあり得る。その際、公務遂行支障性と真実発見等の訴訟上の利益はどちらが優先するか、そもそもこれらは比較考量の対象となるかについては従来から議論がある<sup>9)</sup>。除外事由とすることの保護法益と真実発見等の利益は共に公益であり、「著しい」という一定の評価余地を判断者に与えるところからも比較考量の対象としてよいとの指摘があり<sup>10)</sup>、妥当である。

### 3 納税申告書をめぐる裁判例

私人の収支状況が記載される納税申告書は、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずる可能性があるものの具体例として挙げられる<sup>11)</sup>。現行法下で納税申告書の公務秘密文書性が争われた事例に、札幌高決平 21・3・31 (税資 259 順号 11175。法人税申告書及びその附属書類)、東京高決平 18・11・7 (税資 256 順号 10566。法人税確定申告書)、大阪高決平 17・11・22 (税資 255 順号 10206。所得税確定申告書に係る青色申告決算書)、仙台高決平 17・4・12 (税資 255 号 9989。所得税申告書及び収支内訳書) 等があり、そこに共通する公務秘密文書該当性の判断枠組みは概ね次のようなものである。すなわち、(a) 税務職員は申告書の内容につき守秘義務を負う。その目的は (b) 納税者等の秘密の保持による納税者等の信頼及び協力の確保、(c) 申告納税制度下における (b) を通じた税務行政の適正な執行確保であり、(a)～(c) により 220 条 4 号口の適用を認める。このうち、(a) から上記①を認め (b)(c) から上記②公務遂行支障性を判断する例もあれば、納税申告書は当然に上記①に該当し (a)～(c) は公務遂行支障性の判断要素とする例もある。

### 三 本決定の検討

本件で裁判所が公務遂行支障性を肯定する根拠は、記載内容の秘密性、遺産分割調停事件における感情的対立等、申告納税制度下での納税者の意思に反した秘密開示による納税者の信頼喪失とい

う点であり、第 1 及び第 3 の点は納税申告書に対する文書提出命令申立全般に妥当するところ、これを認めると納税申告書は常に公務遂行支障性を有することになる<sup>12)</sup>。確かに、申告者の情報のうち非開示とすべき部分は存在し、当該訴訟に無関係な第三者に関わる記載の許可なき開示は、税務行政に支障を生ずるおそれを十分認めさせる。しかし、納税者の意思に従った開示であれば公務遂行支障性が存すると一概にはいえないし、それ以外の部分の開示が常に公務遂行に著しい支障をもたらすかは個別的検討の余地がある<sup>13)</sup>。また、訴訟記録として公開されることの不利益はむしろ民訴法 92 条の問題として検討すべきである<sup>14)</sup>。

第 2 の点は本件の一つの特徴といえる。そもそも遺産分割事件における感情的対立は、紛争の前提・発端となることが一般的にみられ<sup>15)</sup>、これを当事者との信頼関係の喪失理由と位置づけ公務遂行支障性を導くならば、遺産分割事件に限らず、感情的対立が多い争訟性の高い家事事件での文書提出命令はおよそ認められなくなる。なるほど、家事法 258 条 1 項は、家事調停事件において家事審判手続の証拠調べの規定を準用し、64 条で民訴法の証拠調べに関する規定をほぼ準用するところ、本条による証拠調べは限られた場合に留まると指摘されるが<sup>16)</sup>、これは家事法における他の手続との関係を考慮してもなお文書提出命令申立てを認めるか否かの根拠にはなるものの、公務遂行支障性の有無とは直結しない。また、56 条 1 項の趣旨や争訟性の高い事件は原則厳格な証明によるべきとの指摘<sup>17)</sup>を踏まえると、むしろ当該事案における開示が納税者との信頼関係の喪失をもたらすかを具体的に検討した上で、公務遂行支障性を判断すべきである。

最後に、公務文書の所持者については学説上見解が分かれる。文書の管理処分権の帰属主体たる国又は地方公共団体であるとする見解<sup>18)</sup>、文書閲覧の決定権限を有する行政庁であるとする見解<sup>19)</sup>、公務員又は国・地方公共団体とする見解<sup>20)</sup>、文書を「現実に握持する者」である行政機関の長とする見解<sup>21)</sup>、国又は地方公共団体が当事者となる場合は国又は地方公共団体、国又は地方公共団体が第三者の場合には当該行政庁とする見解<sup>22)</sup>等があり、裁判例も分かれる。国等を所持者とする場合と保管行政庁を問わず文書提出命令申立てが可能

となり、結果、現に文書を保管する行政庁を所持者としても不適法とはいえないことから<sup>23)</sup>、国等の行政主体を所持者とすべきで、表示の誤りに対しては可能な限り本件のように対応すべきであろう。

本件では、文書の提出によりもたらされる事案解明等の利益と、公務遂行支障性を比較考量し判断しているとも考えられ、この点評価できるが、公務遂行支障性の判断についてはなお検討の余地がある。また、基本事件たる家事事件では職権探知を前提とした事案解明が基本で、証拠調べは事実の調査に対し補充的役割を果たすものとする<sup>24)</sup>、本件は他の手段による代替可能性を考慮した結果かもしれない。家事事件における証拠調べのあり方は今後検討すべき問題である。

●—注

- 1) 深山卓也ほか「民事訴訟法の一部を改正する法律の概要(上)(下)」ジュリ1209号102頁、1210号173頁等。
- 2) 最決昭52・12・19刑集31巻7号1053頁、最決昭53・5・31刑集32巻3号457頁。斎藤秀夫ほか編『注解民事訴訟法(七)』(第一法規、1993年)402頁〔小室直人＝東孝行〕、伊藤眞「証言拒絶権の研究(2)」ジュリ1052号93頁、門口正人ほか編『民事証拠法大系第4巻』(青林書院、2003年)132頁以下〔花村良一〕、中島弘雅「文書提出義務の一般義務化と除外文書」福永有利先生古希記念『企業紛争と民事手続法理論』(商事法務、2005年)414頁等。
- 3) 職務上の秘密と職務上知り得た私人の秘密を区別するものに滝井繁男＝飯村佳夫「公務員の証言拒絶」判タ840号36頁、谷口安平＝福永有利編『注釈民事訴訟法(6)』(有斐閣、1995年)259頁〔藤原弘道〕、伊藤・前掲注2)95頁。両者の実質的一致を説くものに菊井維大＝村松俊夫『全訂民事訴訟法Ⅱ』(日本評論社、1989年)472頁、秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅳ』(日本評論社、2010年)397頁、門口ほか編・前掲注2)133頁〔花村〕。立法担当者は後者をとる(深山ほか・前掲注1)104頁以下)。
- 4) 菅俊治「災害調査復命書の文書提出義務」労働法108号221頁。
- 5) 山本和彦「判批」民商134巻3号466頁、猪股孝史「判批」判評575号11頁。
- 6) 林道晴「判批」NBL816号62頁。
- 7) 和田吉弘「判批」法セ617号134頁、猪股・前掲注5)も同旨。
- 8) 長谷部由起子「公務秘密文書の要件」青山善充先生古希記念『民事手続法学の新たな地平』(有斐閣、2009年)339頁。
- 9) 比較考量を説くものに伊藤眞『民事訴訟法〔第5版〕』

(有斐閣、2016年)442頁。これに対し、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法〔第8版〕』(弘文堂、2015年)517頁以下は、ここでいう「おそれ」が具体的に基礎づけられている以上これを保護すべきは当然として、比較考量の余地を否定する。

- 10) 山本・前掲注5)470頁。
- 11) 深山ほか・前掲注1)105頁。
- 12) 山本・前掲注5)474頁は、申告納税制度の意義と機能確保の点から、納税関係文書については平17決定の射程が直ちに及ぶとはいえないと指摘する。
- 13) 長谷部由起子「公務文書の提出義務」井上治典先生追悼『民事紛争と手続理論の現在』(法律文化社、2008年)354頁。
- 14) 松本＝上野・前掲注9)71頁では、民事訴訟におけるプライバシー保護のために一定要件の下での公開制限に関する民訴法の再改正を指摘する。
- 15) 参考として梶村太市＝徳田和幸編著『家事事件手続法〔第3版〕』(有斐閣、2016年)129頁〔梶村太市〕。
- 16) 松川正毅ほか編『新基本法コンメンタール 民事訴訟法・家事事件手続法』(別冊法セ225号)248頁以下〔山本和彦〕。
- 17) 高田昌宏『自由証明の研究』(有斐閣、2008年)269頁以下。
- 18) 伊藤・前掲注9)438頁、三木浩一「文書提出命令における文書の『所持者』について」新堂幸司＝山本和彦編『民事手続法と商事法務』(商事法務、2006年)326頁以下、都築政則「租税をめぐる文書提出命令」小川英明ほか編『新・裁判実務大系第18巻 租税争訟〔改訂版〕』(青林書院、2009年)231頁。
- 19) 秋山壽延「行政訴訟における文書提出命令」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座(9)』(日本評論社、1983年)304頁。
- 20) 松本＝上野・前掲注9)514頁、山本和彦「公務員の職務上の秘密と証拠調べ」松本博之編『講座新民事訴訟法Ⅱ』(弘文堂、1999年)182頁。
- 21) 山本和彦ほか編『文書提出命令の理論と実務』(民事法研究会、2010年)281頁〔大須賀滋〕。
- 22) 門口ほか編・前掲注2)93頁〔萩本修〕。
- 23) 長谷部・前掲注13)363頁。
- 24) 高田裕成編著『家事事件手続法』(有斐閣、2014年)235頁〔金子修発言〕。

北星学園大学教授 長屋幸世